

第 5 3 号 議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 5 0」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 1 3 5」を「1 0 0 分の 1 1 5」に改め、同項第 3 号中「1 0 0 分の 1 5 0」を「1 0 0 分の 1 5 5」に改め、同項第 4 号中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 2 1 0」に改め、同項第 5 号中「1 0 0 分の 1 8 0」を「1 0 0 分の 1 4 0」に改め、同項第 6 号中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同条第 2 項中「5 0」を「4 1 . 2 5」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 4 0」を「1 0 0 分の 8 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 1 9 0」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改め、同項第 3 号中「3 0 年以下」を「2 5 年以下」に、「1 0 0 分の 2 0 0」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改め、同項第 4 号中「3 1 年以上 3 3 年以下」を「2 6 年以上 3 4 年以下」に、「1 0 0 分の 1 5 0」を「1 0 0 分の 1 6 0」に改め、同項第 5 号中「3 4 年以上」を「3 5 年以上」に、「1 0 0 分の 6 0」を「1 0 0 分の 9 0」に改め、同条第 2 項中「5 9 . 2」を「4 9 . 5 5」に改める。

第 1 2 条の 3 第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ

当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

- (1) 第1号区分 360
- (2) 第2号区分 300
- (3) 第3号区分 240
- (4) 第4号区分 185
- (5) 第5号区分 165
- (6) 第6号区分 150
- (7) 第7号区分 130
- (8) 第8号区分 零

2 前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

第12条の3第3項中「前項各号」を「第1項各号」に改める。

第13条第4項中「（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）」を削る。

付則に次の5項を加える。

（平成25年4月1日以後に退職する者に支給する退職手当の調整額に係る経過措置）

13 退職した者が足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年足立区条例第 号）による改正前の第12条の3第1項及び第2項の規定により付与したポイント（平成25年4月1日以後に都職員等から引き続き新たに職員となつた者にあつては、規則で定めるところにより付与したものを含む。以下「確定ポイント」という。）を有する場合であつて、確定ポイントに第12条の3第6項に定める退職手当の調整額の単価（以下「単価」という。）を乗じて得た額（以下「旧調整額」という。）が同条第1項の規定により計算した退職手当の調整額（次項の規定に該当する者にあつては、同項

に規定するポイントにより計算した額)を超えるときは、第12条の3第1項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職手当の調整額とする。

14 第12条の3の規定の適用を受ける者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職したもののポイントについては、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 次
に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	280
イ	第2号区分	226.7
ウ	第3号区分	173.4
エ	第4号区分	121.7
オ	第5号区分	101.7
カ	第6号区分	90
キ	第7号区分	76.7
ク	第8号区分	零

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 次
に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	320
イ	第2号区分	263.4
ウ	第3号区分	206.7
エ	第4号区分	153.4
オ	第5号区分	133.4
カ	第6号区分	120
キ	第7号区分	103.4
ク	第8号区分	零

15 前2項の規定は、付則第9項及び第10項の規定に該当する者に

対して支給する退職手当の調整額の計算について準用する。

16 平成25年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において足立区職員の給与に関する条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表（二）（以下「行政職給料表（二）」という。）の適用を受け、かつ、第12条の3第1項第8号に掲げる区分に該当する期間（以下「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数（当該対象期間中に第12条の3第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

（1）平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 20

（2）平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 40

（3）平成27年4月1日以後の期間 60

17 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表（二）の職務の級が2級（平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級）以上であつた期間（その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であつた期間）を有するときは、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数（当該対象期間中に第12条の3第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行つた点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

(1) 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間 6
. 7

(2) 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間 1
3 . 4

(3) 平成 2 7 年 4 月 1 日以後の期間 2 0
付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(退職手当の基本額に係る経過措置)

2 この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 第 5 条第 1 項の規定に該当する者のうち、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間 (以下「経過措置期間」という。) に退職したものに対して支給する退職手当の基本額 (改正後の条例第 4 条の 3 に規定する退職手当の基本額をいう。以下同じ。) については、改正後の条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

(1) 施行日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間 退職日給料月額
(改正後の条例第 5 条第 1 項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。) に、その者の勤続期間に応じて付則別表第 1 の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

(2) 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間 退職
退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第 2 の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

3 改正後の条例第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に該当する者のうち、経過措置期間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の

日が属する期間に応じ当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

(1) 施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 退職日給料月額
(改正後の条例第 9 条の 2 に規定する者にあつては、同条の規定により計算した額。以下「最終給料月額」という。) に、その者の勤続期間に応じて付則別表第 3 の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

(2) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間 最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第 4 の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

4 前 2 項の規定は、改正後の条例第 9 条の 3 第 1 項、第 10 条、第 12 条の 2、第 23 条第 4 項並びに付則第 9 項、第 10 項及び第 11 項の規定に該当する者に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

付則別表第 1 (付則第 2 項関係)

勤続期間	支給率
1 年	0 . 8 3
2 年	1 . 6 6
3 年	2 . 5 0
4 年	3 . 3 3
5 年	4 . 1 6
6 年	5 . 0 0
7 年	5 . 8 3
8 年	6 . 6 6
9 年	7 . 5 0
10 年	8 . 3 3
11 年	9 . 6 1
12 年	10 . 9 0
13 年	12 . 1 8
14 年	13 . 4 6
15 年	14 . 7 5

16年	16.26
17年	17.78
18年	19.30
19年	20.81
20年	22.33
21年	24.13
22年	25.93
23年	27.73
24年	29.53
25年	31.33
26年	33.00
27年	34.66
28年	36.33
29年	38.00
30年	39.66
31年	41.11
32年	42.56
33年	44.01
34年	45.46
35年	46.91
36年以上	47.08

付則別表第2（付則第2項関係）

勤続期間	支給率
1年	0.66
2年	1.33
3年	2.00
4年	2.66
5年	3.33
6年	4.00
7年	4.66
8年	5.33
9年	6.00
10年	6.66
11年	7.88

12年	9.10
13年	10.31
14年	11.53
15年	12.75
16年	14.28
17年	15.81
18年	17.35
19年	18.88
20年	20.41
21年	22.36
22年	24.31
23年	26.26
24年	28.21
25年	30.16
26年	31.70
27年	33.23
28年	34.76
29年	36.30
30年	37.83
31年	39.08
32年	40.33
33年	41.58
34年	42.83
35年	44.08
36年以上	44.16

付則別表第3（付則第3項關係）

勤続期間	支給率
1年	1.21
2年	2.43
3年	3.65
4年	4.86
5年	6.08
6年	7.30
7年	8.51

8年	9.73
9年	10.95
10年	12.16
11年	13.98
12年	15.80
13年	17.61
14年	19.43
15年	21.25
16年	23.16
17年	25.08
18年	27.00
19年	28.91
20年	30.83
21年	32.75
22年	34.66
23年	36.58
24年	38.50
25年	40.41
26年	42.28
27年	44.15
28年	46.01
29年	47.88
30年	49.75
31年	51.28
32年	52.81
33年	54.35
34年	55.28
35年以上	55.98

付則別表第4（付則第3項關係）

勤続期間	支給率
1年	1.03
2年	2.06
3年	3.10
4年	4.13

5年	5 . 1 6
6年	6 . 2 0
7年	7 . 2 3
8年	8 . 2 6
9年	9 . 3 0
10年	1 0 . 3 3
11年	1 2 . 0 6
12年	1 3 . 8 0
13年	1 5 . 5 3
14年	1 7 . 2 6
15年	1 9 . 0 0
16年	2 0 . 8 3
17年	2 2 . 6 6
18年	2 4 . 5 0
19年	2 6 . 3 3
20年	2 8 . 1 6
21年	3 0 . 0 0
22年	3 1 . 8 3
23年	3 3 . 6 6
24年	3 5 . 5 0
25年	3 7 . 3 3
26年	3 9 . 0 6
27年	4 0 . 8 0
28年	4 2 . 5 3
29年	4 4 . 2 6
30年	4 6 . 0 0
31年	4 7 . 5 6
32年	4 9 . 1 3
33年	5 0 . 7 0
34年	5 1 . 9 6
35年以上	5 2 . 7 6

(提案理由)

退職手当の支給率等を改定する必要があるので、この条例案を提出い

たします。